第20回甲賀市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年3月10日(木) 午後2時00分から午後3時40分

2. 開催場所 甲賀市役所 会議室301

3. 在任委員数 19名

4. 出席委員 19名

役職名	議席番号	氏 名	役職名	議席番号	氏 名
会長	1 9	北田 耕平	委員	9	奥村 喜美子
副会長(会長職務代理者)	1 8	西田 くみ子	委員	1 0	中島 準一
委員	1	緩利 哲治	委員	1 1	田村 正弘
委員	2	林田 清光	委員	1 2	田井中 勲
委員	3	田畑 啓之助	委員	1 3	福井 幸生
委員	4	保井 章	委員	1 4	今井 百合
委員	5	林 廣美	委員	1 5	川村 克己
委員	6	伴 慎也	委員	1 6	寺田 勝典
委員	7	小倉 剛	委員	1 7	瀧井 和雄
委員	8	松下 富男			

- 5. 欠席委員 無
- 6. 議 長 議席19番 北田 耕平 会長
- 7. 議事

 議事

 議事

 系

 一

 、

 、

 、

 、

 、

 、

 、

 、

 、

 、

 、

 、

 、

 <

8. 総会

- 1) 開会
- 2) 市民憲章唱和
- 3) 会長挨拶
- 4) 議事録署名委員の指名
- 5)議事
 - ○議案第93号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
 - ○議案第94号 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について
 - ○議案第95号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について
 - ○議案第96号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地 利用集積計画の決定について
 - ○議案第97号 令和4年度農地パトロール計画(案)について
 - ○報告案件1 農地転用届出に係る専決処理報告について
- 6)報告事項
 - ○事務局報告事項
- 7) 閉会
- 9. 事務局出席者(4名)

事務局長 大谷茂

局次長 村田 浩司

局長補佐 福田 悟司

係長 谷川 智彦

10. 会議の概要

事務局長 第20回甲賀市農業委員会総会を開会

全 員 【市民憲章唱和】

事務局長 開会にあたり北田会長がご挨拶を申しあげます。

会 長 ・農林水産省におけるガイドラインとしての「農業委員会による最適化活動の 推進等について」

事務局長 北田会長、ありがとうございました。

事務局長 それでは、これより議事となりますので、総会会議規則第7条第1項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

議 長 それでは議事の進行をさせていただきます。

総会会議規則第6条の規定による本日の欠席委員は、ございません。遅参、早退の届出もございません。よってただ今の出席委員は19名で、法定定足数に達しておりますので、開会を宣言します。

続きまして、総会会議規則第21条第2項の規定による議事録署名委員2名を 指名させていただきます。議席順に、議席5番林廣美委員と、議席6番伴慎也委 員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

議 長 それでは議事に入ります。

最初に、**議案第93号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議につい** て」を議題といたします。

3条調書、整理番号28について審議いたします。 事務局の説明を求めます。

事務局 議案第93号、整理番号28について説明します。議案書は2ページ、参考図は1ページ、2ページです。申請地は、農業振興地域外の白地農地です。

譲受人は、譲渡人と農地の所有権移転について合意し、申請されました。なお、 譲受人の経営農地面積は、19アールですが、所有する隣接農地と一体的に利用す ることから、農地法第3条に定める下限面積要件の例外規定により、許可要件は満 たします。譲受人は申請地で野菜を栽培されます。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可 要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。 議 長 3条調書、整理番号28については、議席2番林田委員、説明をお願いしま す。

担当農委 議席番号2番林田です。

昨年9月26日と10月23日に譲受人から私と山中推進委員で説明を受けました。譲渡人と譲受人は親戚関係で、譲渡人は市外にお住まいであり、農地の管理がほとんどできず、当該地の管理は譲受人がされていることから、贈与されることとなりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 続いて、区域番号1山中推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号1山中です。

適正な管理をされており、周辺農地への影響は全く問題がありません。ご審議のほどよろしくお願いします。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問 等がございましたらお伺いします。

委員【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、整理番号28について採決いたします。 賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。 よって、整理番号28については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号29について審議いたします。 事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号29について説明します。議案書は3ページ、参考図は3ページ、4ページです。申請地は、農業振興地域内の白地農地です。

譲渡人は農地の管理が行えないことから、農地の所有権移転について譲受人と合意し、申請されました。譲受人は申請地にて野菜の栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可 要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。 議 長 整理番号29については、議席8番松下委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号8番松下です。

現地は岡崎推進員とともに、2月4日に確認し、関係者から聞き取りを行いました。当該申請地は三大寺地区にあり、農事組合法人の事務所に隣接しており、登記簿上の地目は田及び畑でありますが、現況は畑で地域のふれあいファームとして作物が栽培されています。申請者である譲渡人は、農事組合法人の組合員でもありますが、現在、会社に勤務されており、今後自分で営農することが困難と判断され、また、経営規模拡大を計画されていた農事組合法人との間で、譲渡することで合意に至り、申請におよびました。当該土地は、譲受人である農事組合法人の事務所に隣接した土地であり、今後も継続して季節野菜等の作付けを行う計画であります。以上から、当該土地の権利移転は、特に問題もなく、許可することが妥当であると思料されます。ご審議のほどよろしくお願いします。以上です。

議 長 続いて、区域番号7岡﨑推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号7岡﨑です。

譲渡人も組合員であり、他の農地も譲受人に委託されています。この畑は、集落のふれあい農園で利用されています。今後に関しても農事組合法人の拠点と隣で、今回第5条で農事組合法人の事務所、農機具の保管場所の購入も審議をしていただきますが、同時に隣接地ということで同時に取得をされます。審議のほどよろしくお願いします。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問 等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、整理番号29について採決いたします。 賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。 よって、整理番号29については、許可とすることに決定いたします。

議長 続きまして、整理番号30については、議案第95号「農地法第5条第1項の 規定による許可申請審議について」5条調書、整理番号64と関連がございます ので、一括して事務局の説明を求めます。 事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第93号、整理番号30と、議案第95号、整理番号64については関連が あるため一括して説明します。議案書は3ページ及び7ページ、参考図は16ページ、17ページ、土地利用計画図は18ページから20ページです。

借り人及び貸し人は、農地の有効利用を目的に、営農型太陽光発電事業を始める ための農地の賃貸借についての農地法第5条第1項に基づく申請及び権利関係を明確にするための地上権設定について農地法第3条第1項に基づく申請をされました。

まずは、主たる申請である、第5条申請に関する説明から行います。

申請地は、農業振興地域整備計画区域内の農用地及び非線引き都市計画区域内の 第3種農地です。営農型太陽光発電施設であるため、農用地区域内農地でも立地に ついては問題ありません。

国からの通知では、許可に関する確認事項として、転用期間が10年以内または3年以内の一時転用であり、下部の農地における営農の適切な継続を前提として営農型発電設備の支柱を立てること、支柱は簡易な構造で容易に撤去できること、下部の農地で営農が継続されると認められること、農作物の栽培に必要な日照および空間が確保されること、周囲の農地の効率的な利用、排水機能等に支障を及ぼすおそれがないと認められること、営農型太陽光発電施設を撤去するのに必要な資力があること、電気事業者と申請者が連系に係る契約を締結する見込みがあること等となっています。

計画によると、現状地盤のまま、簡易に撤去できるスクリュー管を支柱として使用し、農地上部に太陽光パネルを設置されます。パネルは4か所で計453枚を設置し、計244.64キロワットの発電計画となっています。なお、転用面積は支柱182本分で0.84平方メートルとなります。営農計画では、下部の農地では榊を栽培されます。本格的な収穫は8年後を見込まれており、それまでは摘心により、管理しやすい高さで、株を大きくすることを優先する計画となっています。パネルの最低地上高は2.325メートルであり、農作業に支障のない空間が確保されています。また、本件での設備による遮光率は、各区域で、75パーセントから91パーセントとなっています。遮光率90パーセントでも生育に支障がないとの意見が付されていることから、必要な日照は得られると考えられます。

今回、発電設備の設置のための新たな造成はなく、周辺の農地の効率的な利用、 排水機能等に支障を及ぼすおそれはない計画と考えられます。なお、農地転用に際 し、地元関係者の同意は得られております。

参考図20ページの土地利用計画図をご覧ください。南側の農地は東側にパネルを設置し、西側は開いていますが、ここではこんにゃく芋の栽培をされる計画です。この部分は発電設備の下部ではないので、毎年の報告の対象にはなりません。 事業に要する費用は、借り入れとされます。撤去に要する費用については発電事業 者が負担することとして合意されており、その費用も確保されています。発電事業に関しては経済産業省の認定済みです。また、電気事業者と申請者が連系に係る契約を締結する見込みについても、関西電力からの書面にて確認しています。

一時転用の許可期間については、本申請に関しては10年以内とできる基準には 該当せず、3年以内となります。

以上、農地法第5条の規定に照らし、また、国からの通知に基づき審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。

議案順とは説明が、前後しますが、ここからは第3条の説明となります。

発電設備の設置者と営農者が異なることから、地上権等の設定をするための、農地法第3条第1項の許可を受ける必要があります。地上権の設定については、農地法第3条第2項ただし書きの例外規定により、農地法第3条第2項の各号には該当する必要がないことから、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 整理番号30と議案第95号整理番号64については、議席9番奥村委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号9番奥村です。

2月9日、申請者、橋本推進委員、改良組合長、私の4人で現地確認を行いました。貸出人が管理されています土地は、実家の土地で25、6年前から空き家です。地番〇〇〇と〇〇〇の間が母屋で、貸出人が管理されています。貸出される土地も草刈など荒れないように市外から通って管理されていました。こんにゃくイモの栽培もされ出荷もされております。このたび、借受人との契約が成立しました。今後ソーラーパネルの下で栽培される榊の収穫も貸出人が請け負われます。なお、獣害対策の柵の撤去、移動に関しては、地元の改良組合長と相談していただくようお願しました。ご審議のほどよろしくお願いします。以上です。

議 長 続いて、区域番号19橋本推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号19橋本です。

特に母屋が不在で誰も管理するものがおられず、家族が市外にお住まいで、わざわざのこの土地を管理しに来られていますが、あちこちに土地を持っておられて、なかなか草刈もままならない状況でもあります。農業型太陽光発電施設を設置することで荒廃は収まり、また一部農地としても利用されることから、適切に対応していただけると考えております。また設置に伴う周辺への被害もなく、農業振興や担い手への農地集積等にも影響ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いします。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問 等がございましたらお伺いします。

委員【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、3条調書、整理番号30及び5条調書、整理番号64について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手多数】

議 長 挙手多数でございます。

よって、3条調書、整理番号30及び5条調書、整理番号64については、許可とすることに決定いたします。

議案第93号については、以上であります。

議長 続きまして、議案第94号「農地法第4条第1項の規定による許可申請審議に ついて」を議題といたします。

4条調書、整理番号20について審議いたします。

なお、議席3番田畑委員におかれましては、「農業委員会等に関する法律」第3 1条第1項、議事参与の制限により、当案件の審議の間、退席を求めます。

【田畑委員 退席】

議 長 事務局の説明を求めます。

事務局 議案第94号、整理番号20について説明します。議案書は4ページ、参考図は7ページ、8ページ、土地利用計画図は9ページです。申請地は、都市計画区域外の第2種農地です。

申請地に植林するための申請です。申請によると、茶の栽培をされていましたが、狭く、耕作に適さない土地のため、植林し、山林として経営していくとのことです。隣地に農地はなく、転用による周辺農地への被害はないものと考えます。 農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。

以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議 長 整理番号20については、議席9番奥村委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号9番奥村です。

2月4日、申請者から説明を聞き、現地確認を行いました。特に意見を言うことはございません。ご審議のほどよろしくお願いします。以上です。

議 長 続いて、区域番号18箭田推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号18箭田です。

申請地は、今後山林として経営されます。農地利用の最適化の推進には問題な く、許可相当と考えます。ご審議のほどよろしくお願いします。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問 等がございましたら、お伺いします。

委員【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、整理番号20について採決いたします。 賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。 よって、整理番号20については、許可とすることに決定いたします。

議 長 それでは、田畑委員の入室、着席を求めます。

【田畑委員 入室・着席】

議長 続きまして、整理番号21について審議いたします。 事務局の説明を求めます。

> 申請地を住宅にするための申請です。新たな造成工事はありません。隣地に、耕作されている農地はなく、転用による周辺農地への被害はないものと考えます。 農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。

> 以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議 長 整理番号21については、議席11番田村委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号11番田村です。

1月12日、現地確認を北林推進委員と私で行っております。申請者の話では、申請者の2代前、田であったこの地域に母屋を建築し、昭和2年から家族が住んでおられるとのことです。以降、地目変更されることなく現在に至っており、家族が近々離れを建てたいと調べたところ、地目が畑であることが判明したことで、長きに渡ってそのままにしておいたため、顛末書を添付されています。現状と異なった地目を修正し、家族の離れを建てる準備としての、修正申請です。ご審議のほどよろしくお願いします。以上です。

議 長 続いて、区域番号30北林推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読さ せます。

事務局 申請地は宅地に隣接した農地で、土地改良事業には該当せず、集落が進める農地利用最適化には支障がありません。ご審議のほどよろしくお願いします。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問 等がございましたらお伺いします。

委員【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、整理番号21について採決いたします。 賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。 よって、整理番号21ついては、許可とすることに決定いたします。 議案第94号については、以上であります。

議長 続きまして、**議案第95号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議に** ついて」を議題といたします。

> 5条調書、整理番号63について審議いたします。 事務局の説明を求めます。

事務局 議案第95号、整理番号63について説明します。議案書は7ページ、参考図は13ページ、14ページ、土地利用計画図は15ページです。申請地は、市街化

調整区域内の第3種農地です。

申請内容は、農機具保管場を目的とする、農地の売買です。隣接地にある建物は 譲受人が事務所等として利用しており、申請地についても農機具保管場として利用 されます。新たな造成工事等はなく、転用による周辺農地への被害はないものと考 えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業 に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議 長 5条調書、整理番号63については、議席8番松下委員、説明をお願いしま す。

担当農委 議席番号8番松下です。

岡崎推進委員とともに、2月4日に現地確認し、関係者から聞き取りを行いました。申請地は登記簿上の地目は田ですが、現況はひさし屋根のかかった農機具保管場である雑種地です。申請者の譲受人は、農事組合法人の所有する農業機械等の保管場所として、譲渡人の所有する旧大工小屋の譲渡で話を進めていましたが、旧大工小屋に隣接する土地に、ひさし屋根がかかっており、ここにも農業機械が保管されており、ひさし屋根部分の土地が農地であることが判明したことにより、今回の農地転用許可申請に至りました。

ひさし屋根部分は、譲渡人の父親が、大工であったことと、農業にも従事していたことから、大工小屋に隣接していた田の上に、昭和50年ごろに自分でひさしを延ばし、農業機械を保管されていた経過があり、その後、今日まで組合法人が一時的に大型機械等の保管場所として借用されています。

当案件は、顛末案件ですが、譲受人譲渡人ともに土地の権利移転を強く希求されており、土地の利用目的等を勘案し、特に問題もなく、引き続き土地の適正な維持管理に資するものであり、本申請は許可することが妥当であると認められます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 続いて、区域番号7岡﨑推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号7岡﨑です。

当該地は作物を栽培するのにもあまり適さない場所です。現況もうすでに農機 具の保管場所として利用されておりますので、そのまま許可をいただき、譲受人 の所有になるよう、進めていただきたいと思います。ご審議のほどよろしくお願 いします。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問 等がございましたらお伺いします。

委員【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、整理番号63について採決いたします。 賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【举手全員】

議 長 挙手全員でございます。 よって、整理番号63については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号64については、先ほど審議を終えておりますので、次 の整理番号65について審議いたします。 事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号65について説明します。議案書は7ページ、参考図は21ページ、 22ページ、土地利用計画図は23ページです。申請地は、市街化調整区域内の第 3種農地です。

申請内容は、農家住宅の離れの建築を目的とする、農地の使用貸借です。計画によると、家族4人で暮らす借り人が、実家にて両親と同居するために、父親と連名で、母親所有の農地に、2階建て、建築面積73.7平方メートル、延べ面積123.37平方メートルの、農家住宅の離れを建築されます。新たな造成工事はなく、雨水排水は、敷地内に設ける水路で桝に集水し、水路に放流されます。汚水排水は母屋の汚水配管に接続し、下水道へ放流処理されます。以上のことから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金および借り入れとされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。

なお、申請地は、平成30年9月に、父親が単独で借り人として、農家住宅の離れを目的とする農地法第5条の許可を得られていますが、その許可は実行されず、新たに申請をされたものです。以上です。

議 長 整理番号65については、議席1番緩利委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号1番緩利です。

過去に1度、父親が住宅の建築を目的として申請をされました。それから3年間放置となり一旦解除され、今回、家族が帰ってくるのが確実になってきたので、住宅を建てるとの段取りで再度申請をされました。土地に関してはその時に

すでに畑からは整地をされており、現在は、田・畑に戻る状態ではありません。 今回の利用目的は家族が帰ってくるとのことで、致し方なくもまたいい案ではないかなと考えます。ご審議のほどよろしくお願いします。以上です。

議 長 続いて、区域番号24岡本推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号24岡本です。

家族が帰ってくるとのことで新たに申請となります。隣接した農地あるいは土地改良事業には該当しません。集落が進める農地利用最適化推進についても特に問題がないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いします。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、整理番号65について採決いたします。 賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。 よって、整理番号65については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号66について審議いたします。 事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号66について説明します。議案書は8ページ、参考図は24ページ、 25ページ、土地利用計画図は26ページです。申請地は、市街化調整区域内の第 3種農地です。

申請内容は、太陽光発電施設の設置を目的とする、農地の使用貸借です。計画によると、ソーラーパネル48枚を設置され、発電設備としての発電出力は9.6キロワットとなっています。隣地に、耕作されている農地はなく、転用による周辺農地への被害はないものと考えます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。発電事業に関しては経済産業省の認定済みです。また、事業に要する資金は自己資金および借り入れとされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議 長 整理番号66については、議席11番田村委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号11番田村です。

2月7日、北林推進委員と譲受人と私で現地確認をしました。現在居住されている母屋と隣接している家族の名義の畑、現在少し果樹が植わっていますが、そこに親子の使用貸借で、家族が土地の有効利用と家庭での使用する電気を補うことを目的として、また、なかなか畑の管理ができず、草刈等をしなくてよいことから有効利用として、進めていきたいとのことで、太陽光発電を計画されました。申請は妥当と考えております。ご審議のほどよろしくお願いします。以上です。

議 長 続いて、区域番号30北林推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読さ せます。

事務局 申請地は宅地に隣接した農地で、土地改良事業には該当せず、集落が進める農地利用最適化には支障がありません。ご審議のほどよろしくお願いします。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問 等がございましたらお伺いします。

委員【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、整理番号66について採決いたします。 賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。 よって、整理番号66については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号67について審議いたします。 なお、議席13番福井委員におかれましては、「農業委員会等に関する法律」第 31条第1項、議事参与の制限により、当案件の審議の間、退席を求めます。

【福井委員 退席】

議 長 事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号67について説明します。議案書は8ページ、参考図は27ページ、 28ページ、土地利用計画図は29ページです。申請地は、市街化調整区域内の第 3種農地です。

申請内容は、住宅建築を目的とする、農地の使用貸借です。計画によると、2階建て、建築面積110.21平方メートル、延べ面積130.02平方メートルの自己用住宅を建築されます。 隣地に、耕作されている農地はなく、転用による周辺農地への被害はないものと考えます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。事業に要する資金は自己資金および借り入れとされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。

なお、都市計画法第29条の開発許可の手続き中であり、転用許可は開発許可と 同日付けとなります。以上です。

議 長 整理番号67については、議席10番中島委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号10番中島です。

令和3年12月12日に現地を確認し、関係者から聞き取りを行いました。譲受人は譲渡人の娘夫婦で、現在職場に近いアパートに住まいされています。今後家族が増えることも考え、住居を建築する土地を探しておられたところ、譲渡人の娘の母屋に隣接した土地に住宅建設をすることで話がまとまり、使用貸借が成立しました。

土地の状況は、登記簿上は田ですが、現状は畑地になっています。両親の住んでいる母屋と地続きで、将来的には何かと利便性があり、お互い喜んでおられます。排水対策は自然浸透で処理されますが、しきれない場合を見越して、北側にある埋設の桝まで塩ビパイプを埋設し、処理されますので、周囲への影響はないものと考えます。区長、改良組合長の同意も得られており、許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしくお願いします。以上です。

議 長 続いて、区域番号34和田推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号34和田です。

補足説明等はございません。ご審議のほどよろしくお願いします。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問 等がございましたらお伺いします。

委員【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、整理番号67について採決いたします。 賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号67については、許可とすることに決定いたします。

なお、都市計画法第29条について、別途手続き中であり、転用許可は開発許可と同日付けとなります。

議 長 それでは、福井委員の入室、着席を求めます。

【福井委員 入室・着席】

議 長 続きまして、整理番号68について審議いたします。 事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号68について説明します。議案書は8ページ、参考図は30ページ、 31ページ、土地利用計画図は32ページです。申請地は、市街化調整区域内の第

3種農地です。

申請内容は、自己用一戸建専用住宅の建築を目的とする、農地の売買です。 土地利用計画図をご覧ください。

申請の農地は、西側の市道から、東側の建築敷地部分へ進入するための専用通路と、建築敷地の一部となっています。申請地のうち専用通路部分は106平方メートル、建築敷地部分は65平方メートルです。申請対象外の建築敷地部分は433平方メートルで、建築敷地の合計は498平方メートルです。計画によると、専用通路及び建築敷地の周囲に、土留めとして、2から3段、コンクリートブロックを設置し、20センチメートルから45センチメートル程度、盛土をし、建築敷地部分に、2階建て、建築面積101.02平方メートル、延べ面積118.82平方メートルの住宅を建築されます。雨水排水は、敷地内に設ける水路で桝に集水し、道路を横断する暗渠排水を新設して、道路側溝に放流されます。汚水排水は公共下水道へ放流されます。以上のことから、土砂や排水の流出による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金および借り入れとされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。

なお、都市計画法第29条の開発許可の手続き中であり、転用許可は開発許可と 同日付けとなります。以上です。 議 長 整理番号68については、議席10番中島委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号10番中島です。

譲受人は現在アパートで生活をされておられますが、家族が増え、住まいも手狭になり、新しく別棟を建てる計画をされておられました。実家周辺には適当な広さの土地がなく、数十メートル離れていますが、父親所有の畑があり、スープの冷めない距離に帰って欲しい要望もあり、一戸建ての住宅の敷地として話がまとまりました。しかし、その土地までの進入路がなく、隣地の譲渡人にお願いしたところ、快く売買が成立しました。両親の家の近くで将来的には何かと利便性があり、お互いに喜んでおられます。

排水対策は自然浸透で処理されますが、しきれない場合は既設の水路で対応されますので、周囲への影響はないと考えます。地元改良組合長の同意も得られており、加えて最適化推進の関係からも、許可相当と判断しました。なお、現地確認は2月1日に行っております。ご審議のほどよろしくお願いします。以上です。

議 長 続いて、区域番号35小林推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号35小林です。

申請地は、住宅地域内の雑草地で不耕作となっています。地域内の道路より奥の住宅建築敷地へ入る専用通路に転用されます。集落が進める土地改良事業には該当せず、農地利用最適化推進には支障がありません。ご審議のほどよろしくお願いします。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問 等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、整理番号68について採決いたします。 賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号68については、許可とすることに決定いたします。

なお、都市計画法第29条について、別途手続き中であり、転用許可は開発許可と同日付けとなります。

議 長 続きまして、整理番号69について審議いたします。 事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号69について説明します。議案書は9ページ、参考図は33ページ、 34ページ、土地利用計画図は35ページです。申請地は、都市計画区域外の第3 種農地です。

申請内容は、進入路、農機具置場を目的とする、農地の使用貸借です。

土地利用計画図をご覧ください。

計画によると、申請地南の道路から、申請地東の農地への進入路、及び、農機具置場として利用されます。造成工事については、表土敷均・整地をし、進入路部分には盛土をされます。隣地の農地のほうが高いため、転用による土砂や雨水排水の流出などの被害はないものと考えます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議 長 整理番号69については、議席12番田井中委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号12番田井中です。

2月8日に大西推進委員と地元の農業組合長と私の3名で現調確認し、譲受人から転用の申請理由を聞きました。転用予定の農地は湿田であり、以前より不耕作地でありました。このたび譲受人宅の隣接した農地をトラクターやコンバイン等の保管場所として利用すべく、譲渡人と話がまとまり、貸借が成立しました。また併せて、農機具の出入りのための進入路の整備も予定されています。雨水については、地下浸透並びに周辺の水路への放流により処理されます。当該農地は集落内にあり、周辺農地への影響はありませんので、許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしくお願いします。以上です。

議 長 続いて、区域番号40大西推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号40大西です。

当地は両脇に住宅があり、水はけが悪く、湿田状態で水田耕作に不具合な場所でした。農機具の置き場として利用したいとのことで、進入路も同時に設け、また、使用貸借も貸し人とも了承できていることで、近辺の農地には問題がなく、悪影響もないと判断しました。ご審議のほどよろしくお願いします。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問 等がございましたらお伺いします。

委員【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、整理番号69について採決いたします。 賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。 よって、整理番号69については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号70について審議いたします。 事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号70について説明します。議案書は9ページ、参考図は36ページ、 37ページ、土地利用計画図は38ページです。申請地は、都市計画区域外の第2 種農地です。

申請内容は、迂回路を目的とする、農地の賃貸借です。申請によると、借り人は、申請地から1キロメートルほど西側の区域で採石場を開設予定です。国道307号からその採石場への進入路として申請地北側の市道を通過する予定で計画が進んでいましたが、申請地北側の団地の住民から団地隣接部分の市道を通過しないよう申し出があったことから、当該部分の迂回路が必要となったとのことです。

申請地は第2種農地ですが、当該区域のみ迂回することで地域要望に応えることができる状態で、他の経路を設置することは適当ではないことから、用地選定についてはやむを得ないと考えられます。計画によると、申請地東側の山林および西側の宅地も利用して、盛土にて、通行部分の幅員が6メートルの迂回路を設置されます。申請地は北側市道よりも3メートル程度低い位置にあります。申請地中央付近での盛土は1.5メートルほどに抑えることから、市道から迂回路へはくだり、また、のぼって市道にもどる通路の形状となっています。土砂の流出を防ぐため、通行部分の左右の法面の勾配は緩やかにされます。周辺に耕作されている農地はありません。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金とされます。申請地東西の土地、および市道にかかる工事については、所有者、担当部署との協議をされています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議 長 整理番号70については、議席12番田井中委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号12番田井中です。

1月23日、増田推進委員とともに、現地を確認し、譲受人から転用申請理由

を聞きました。

主に参考図38ページの土地利用計画図で説明します。千鳥団地という団地があり、その南に市道があるのですが、この場所より山手1キロメートルほど入ったところ、その場所は地図には載っていませんが、この場所で譲受人は、採石場の開設を計画しており、20年程度操業を予定されています。この採石場で採取した山砂の搬出ルートの一部である団地前の市道については、団地住民の生活道路となっていることから、ここを通らずに、耕作地、土地利用計画図の太線で囲まれた場所ですが、ここを譲り受け、盛土工事により、迂回路の仮設道路を設置されるものです。雨水については、水路へ放流処理され、周辺の農地への影響はないものと考えられ、許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしくお願いします。以上です。

議 長 続いて、区域番号41増田推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号41増田です。

推進委員といたしましては、特に問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく お願いします。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問 等がございましたらお伺いします。

委員【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、整理番号70について採決いたします。 賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号70については、許可とすることに決定いたします。 議案第95号については、以上であります。

議長 続きまして、議案第96号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第96号について説明します。議案書は10ページからです。

今月の決定は2件で、借り手・貸し手及び利用権を設定する農用地の所在、面積、期間等については、利用権設定等の明細のとおりです。

11ページの利用権等設定総括表をご覧ください。使用貸借権の設定の面積は 1万1,739平方メートルです。また、借り手の農地台帳による経営状況は、 13ページのとおりです。

以上の計画の内容は、効率利用要件、農作業常時従事要件など農業経営基盤強 化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございました ら、お伺いします。

委員【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、議案第96号について採決いたします。 賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、議案第96号については、本日付けをもって、市へ決定する旨の通知 をいたします。

議案第96号については、以上であります。

議 長 続きまして、議案第97号「令和4年度農地パトロール計画(案)について」 を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第97号について説明します。議案書は14ページ、15ページです。

令和4年度は、農地パトロールから役員パトロールの4つのパトロールを計画しました。まず委員パトロールは、月1回以上の巡視で遊休農地、荒廃農地の現況の確認、また農地転用、形状変更、無断転用について、推進委員による確認をお願いします。そしてパトロール結果を実施月の月末までに担当区域の農業委員に提出するということとします。

続きまして、農地利用状況調査・農地利用意向調査は、農地利用状況調査の位置図に基づき、推進委員が担当区域の全域を調査し、農地の利用状況及び遊休農地・荒廃農地の発生や解消を記載していただくものです。

続きまして地域パトロールは、令和4年度も2回に分け、農地法許可4条、5 条、形状変更など、必要な箇所のパトロールをお願いいたします。

最後に、役員パトロールは、農地法の許可または予定の箇所及び確認が必要と 判断する箇所を選定し、現地を調査いたします。以上です。 議 長 ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございました ら、お伺いします。

委員【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、議案第97号について採決いたします。 賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、議案第97号については、可決することに決定いたします。

なお、議案書の(案)を消していただくとともに、令和4年度は、この計画により農地パトロールを実施いたしますので、委員皆様のご協力をお願いいたします。

議案第97号については、以上であります。

議 長 続きまして、報告案件に入ります。

報告案件 1 「農地転用届出に係る専決処理報告について」、事務局の報告を求めます。

事 務 局 報告します。調書は16ページ、参考図は39ページから41ページです。 今月は、農地法第5条の届出が3件です。以上です。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございました ら、お伺いします。

委員【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、これで審議案件並びに報告案件を終了いたします。

議 長 続きまして、報告事項に入ります。

報告事項1「事務局報告事項」については、お願いします。

事務局 ・2月総会「議案第91号農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について」の整理番号61及び整理番号62の県農業会議常設審議委員会諮問結果

- ・経過と予定
- ・パトロール結果

議 長 報告事項は以上です。

ここで総会全体を通じて、ご意見・ご質問がございましたら、お伺いします。

議 長 ご質問等も無いようですので、以上で総会を終了いたします。

事務局長 北田会長、会議を進行いただき、ありがとうございました。

それでは、閉会にあたり西田副会長がご挨拶を申しあげます。

副 会 長 【閉会挨拶】

事務局長ありがとうございました。以上をもちまして、本日の会議をすべて終了いたし

ます。長時間にわたり、慎重審議いただき、ありがとうございました。